

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年5月1日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第3号

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

教育委員会事務局及び教育機関（学校及び幼稚園を除く。）において公印を使用する場合の押印手続については、京都市公印規程に規定する押印手続の例による。

第6条第2項各号列記以外の部分中「前項の規定にかかわらず、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)